

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和7年7月11日

須賀川市長 大寺 正晃

1 制限付一般競争入札に付する事項			
(1)	工事番号	建第6号	
(2)	工事名	和田池団地給水管改修工事	
(3)	工事場所	須賀川市和田道162 地内	
(4)	工期	令和7年8月13日(水)	～ 令和8年2月13日(金)
(5)	工事種別	管	
(6)	工事概要	和田池団地引込、3号棟、市道横断部 埋設給水管及びパイプシャフト内給水管改修工事 施工延長 ・水道配水用ポリエチレン管 75A～100A L＝1 5 8m ・水道用ポリエチレン1種二層管 25A～50A L＝57m ・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 15A～100A L＝73m 仮設給水設備工事、外構舗装復旧工事、電気設備工事、撤去工事 外	
(7)	発注課	建築住宅課	
2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項			
対象工事の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。			
(1)	須賀川市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。		
(2)	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(3)	制限付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「入札参加資格確認申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱に基づく制限を受けていないこと。		
(4)	市内に本店又は営業所（支店）を有する者で、営業所(支店)については、有資格者名簿に登録されている委任先であること。		
(5)	有資格者名簿の、 管 の等級区分が A に格付をされている者であること。		
(6)	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。		
(7)	建設業法第26条の規定その他法令に違反しない技術者を適正に配置できること。		
(8)	過去5年間に於いて、本工事と同種の工事について、国、都道府県、政令指定都市、市町村、公団・公社等の特殊法人発注の施工実績があること。この場合において、施工実績は、元請によるものとするが、それに相当する実績を有する場合も含むものとする。		
(9)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。		
(10)	市税の滞納がないこと。		
3 入札参加の申込み			
入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。			
(1)	受付期間	令和7年7月11日(金)	～ 令和7年7月25日(金) 17時
(2)	その他	記載内容に変更が生じた場合は、 令和7年7月25日(金) までに再提出すること。	
4 設計図書の交付			
(1)	交付場所	須賀川市入札情報システム（設計図書等のデータをダウンロード可能）	
(2)	交付期間	令和7年7月11日(金)	～ 令和7年8月5日(火) 12時
※設計図書の交付は、2の事項に該当する者に限る。 ※入手した設計図書を対象工事の見積以外に使用しないこと（対象工事を落札し、工事現場で使用する場合を除く）。また、入手した設計図書を第三者に譲渡、提供、賃借、閲覧に供しないこと。			

5 設計図書に関する質問の提出と回答				
(1)	質問の提出期間	令和7年7月11日(金)	～	令和7年7月25日(金) 17時
(2)	質問の提出場所	電子入札システム 質問を提出した場合は確認のため電話連絡をすること。 電話番号：0248-88-9180		
(3)	回答期限	令和7年7月31日(木)	17時	
(4)	回答方法	電子入札システム		
6 入札に参加する者に必要な資格の確認結果の通知等				
(1)	令和7年7月29日(火) 17時までに電子入札システムにより通知する。			
(2)	入札参加資格がないとされた者は、 令和7年7月30日(水) 17時までにその理由の説明を求めることができる。			
(3)	市は入札参加資格がないとしたことについて、説明を求められたときは、電子入札システムにより回答する。			
7 入札参加資格の喪失				
入札に参加する者に必要な資格を有するとされた者が、2に掲げる条件に該当しなくなったとき又は入札申請書に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、入札に参加する資格を喪失する。				
8 入札保証金				
免除する。				
9 入札方法等				
(1)	入札方法	電子入札		
(2)	入札期間	令和7年8月1日(金)	10時 ～	令和7年8月5日(火) 12時まで
(3)	入札書	入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き額)とくじ番号を電子入札システムの入札書画面に入力し、システム上で提出すること。		
(4)	工事費内訳書	第1回の入札に際し、入札金額に対応した工事費内訳書(市指定様式による。)を電子入札システムで提出すること。なお、要件を満たした工事費内訳書を提出しなかった場合は、失格とする。		
(5)	最低制限価格	有		
(6)	無効となる入札	ア 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札 イ 電子証明書(ICカード)を不正に利用した入札 ウ 紙入札で参加承認を得ていない者のした入札 エ 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行った入札 オ その他入札に関する条件に違反した入札 カ 「資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準」により資本関係又は人的関係のある者同士がした入札		
(7)	落札者の決定	予定価格内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。 なお、契約額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。		
(8)	再入札	第1回の入札で落札者がいないときは、再度の入札を行う。ただし、前回の入札において最低制限価格より低い価格の入札者もしくは、失格・無効と判断された入札者は再入札には参加できないものとする。 また、再入札の場合において、前回入札の最低価格より高い金額又は同額の入札は無効とする。		
(9)	請負限度による入札辞退	入札当日、複数の入札に参加する場合で、かつ現場代理人の不足等で請負数に限りがあるときは、入札期間内に「請負限度による入札辞退届」(市指定様式(4(4)工事費内訳書【Excel形式】内の別シートに様式あり)による。)を電子入札システム上で提出してください(押印不要)。なお、ファイル添付は、入札書記載金額が最も大きい案件のみ必要となります(他の案件は添付不要)。 また、提出がなかった場合、すべての入札が請負可能なものとみなします。		

10 開札日時等	
(1) 開札日時	令和7年8月6日(水) 10時00分～ 再入札を行う場合は同日11時、再々入札を行う場合は同日11時30分を開札予定時間とする。
(2) 開札場所	市役所2階 会議室201
11 契約に関する事項	
(1)	規則及び須賀川市工事請負契約約款に基づき契約を締結する。 発注者・落札者双方が希望する場合は電子契約書により契約締結ができるものとする。この場合落札者は落札決定後速やかに「電子契約利用申請書」を市へメール提出すること。
(2)	契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けたときに本契約が成立するものとする。
(3)	本工事は、「福島県土木部週休2日等工事試行要領」に定める『週休2日確保モデル工事(土木工事)』(月単位)又は『週休2日促進工事(建築関係工事)』(月単位)の対象工事である。 受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。 本工事の発注方式は、発注者指定型である。
(4) 契約保証金	規則第29条に基づき、契約額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、同規則第30条第1項の各号に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除することができる。
(5) 代金支払い方法	しゅん工検査後、適法な支払請求書を受領した日から40日以内に支払う。
(6) 入札留意事項	談合情報があり、信憑性のある情報と判断されるときは、事情聴取を行う。その結果、談合の事実があったと認められる場合は、入札を延期又は取り止める。また、談合の事実がないと認められる場合は、誓約書を提出後入札を執行する。
(7) 現場代理人	須賀川市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準による。
12 紙入札による参加方法	
(1)	令和7年7月11日(金)から令和7年7月25日(金)までに入札参加資格確認申請書を財政課契約管理係に書面で提出すること(電子入札システムにより提出済みの場合は、書面で提出する必要はありません)。その後、紙入札参加承認申請書を、令和7年7月23日(水)までに書面で提出すること。
(2)	確認申請書の記載内容に変更が生じた場合は、令和7年7月25日(金)までに書面で申請すること。
(3)	設計図書の閲覧は次のとおりとする。 (ア) 設計図書閲覧パスワード申請・回答書を財政課契約管理係へFAXで申請すること。 (イ) 財政課窓口で設計図書の交付を希望する場合は、設計図書交付申請書及びデータを書き込んでいない未使用の電子媒体(CD-R)を持参すること。 (ウ) (ア)及び(イ)の受付時間は、上記(1)の期間とする。 (エ) 2の事項に該当する者に限る。
(4)	設計図書等に関する質問がある場合は、設計図書に関する質問書を提出すること。 ア 提出場所 財政課契約管理係 (FAXの場合は、0248-94-4563) イ 提出期限 令和7年7月11日(金) ～ 令和7年7月25日(金)
(5)	設計図書に関する質問書に対する回答は、令和7年7月31日(木)17時までに質問者に、FAXにより回答するとともに、市ホームページにおいても公表する。
(6)	入札に参加する者に必要な資格の確認結果は、令和7年7月29日(火)17時までに書面により通知する。
(7)	(6)の通知で入札に参加する者に必要な資格を有しないとされた者は、令和7年7月30日(水)17時までに財政課契約管理係に説明を求める書面を提出すること。
(8)	市は(7)により入札に参加する者に必要な資格を有しないとしたことについて、説明を求められたときは、書面により回答する。
(9)	入札書及び工事費内訳書は、9(2)の入札期間に財政課契約管理係まで、それぞれ別の封筒に封入したうえで持参し提出すること。なお、入札書には消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き額)と3桁のくじ番号を入札書に記載すること。)くじ番号の記載が無かった場合は、電子入札システムにより自動生成されたくじ番号を付番します。